

前橋勢多都市計画地区計画の決定（前橋市決定）

都市計画粕川町込皆戸地区地区計画を次のように決定する。

名 称		粕川町込皆戸地区地区計画	
位 置		前橋市粕川町込皆戸地内	
面 積		約 3. 6 h a	
区域の整備・ 開発及び保 全の方針		地区計画の 目標	本地区は、県道苗ヶ島飯土井線に近接した位置で、前橋工業団地造成組合によって造成された工業団地に隣接した区域である。そこで、合理的かつ適正な土地利用を推進するとともに、周辺の良い環境を維持、保全することを目標とする。
		土地利用の 方針	物流業等を行う倉庫としての操業環境及び周囲における居住環境の維持、保全を図るため、適正な土地利用を推進する。
		建築物等の 整備方針	地区内及び周辺の健全な環境を保全するため、建築物等の用途の制限を行う。
地 区 整 備 計 画	建 築 物 等 に 関 する 事 項	建築物等の 用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 店舗、飲食店その他これらに類する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が1, 500平方メートルを超えるもの 2. ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの 3. カラオケボックスその他これに類するもの 4. 建築基準法別表第2（る）項に掲げるもの（油脂の採取、硬化又は加熱加工施設及び堆肥製造施設を除く。）

「区域は計画図表示のとおり」

理 由 書

都市計画法第21条の2に規定する都市計画の決定等の提案に基づき、本地区の特定用途制限地域を田園居住地区から産業共生地区へと変更することに併せて、これまで形成されてきた周辺環境の維持、保全を図るため地区計画を決定するもの。